

第1章

一般従業員は自衛のために制度の確認を 公益通報者保護法と 内部通報制度の「学び直し」

通報者保護法や内部通報制度の基礎を解説する。

内部通報制度の基礎

(1) 内部通報とは

「内部通報」という言葉は、一般的に企業が定めた通報窓口への通報という意味で使われており、企業内の窓口への通報に加えて、企業が社外窓口として指定している法律事務所等への通報も「内部通報」に含まれる。

紛らわしい言葉として「内部告発」という言葉があるが、これは一般的に行政機関や報道機関等への通報という意味で使われることが多く、企業の定めた窓口への通報か否かという点で内部通報と大きく異なる。

(2) 内部通報制度の存在意義

内部通報制度には、主として次の存在意義があると考えられる。

① 不正等の早期発見

第1に、内部通報制度の下では企業が定めた通報窓口には不正等の情報が入ってくるため、企業が社内内の不正等に関する情報を早期に発見することができるという意義がある。

【この章のエッセンス】

●コンプライアンス重視が当然の前提となっている近時のビジネス環境の下、公益通報者保護法および内部通報制度の「学び直し」をすることは、あらゆるビジネスパーソンにとって有用である。

●内部通報制度の存在意義や法令上の建て付けを学ぶことに加えて、自社の内部通報制度を理解することにより、不安や不利益から自身自身を守ることができ、さらには企業の不正の早期発見や自浄作用の発揮に貢献することができる。

はじめに

さまざまな企業不祥事が連日のように報じられるなかで、その発覚の

経緯が内部通報であったケースも散

見され、コンプライアンス重視が当然の前提となっている近時のビジネス環境の下で、不祥事発見に役立つ内部通報制度の重要性は一層高まっている。しかし、内部通報制度の意義や関連法令の基礎知識が十分にビジネスパーソンに浸透しているかという点に心許ない。

この点に関し、2024年2月に消費者庁が公表した「内部通報制度に関する意識調査―就労者1万人アンケート調査の結果―（全体版）」（以下、「本アンケート結果」という）では、内部通報制度そのものの認知度の低さや、通報者への不利益取扱いの禁止といった基本的なルールを知らない者の多さ等が浮き彫りになり、従業員数301名以上の上場企業においても認知度や理解度は決して高いとはいえない結果であった

（図表1、図表2参照）。

たとえば、経理部員が公益通報者保護法（以下、参照条文を明記する場合は「法」という）や自社の内部通報制度を知らない、業務の過程で他部署の従業員の横領や架空取引等の不正の疑いを抱いたときにどうすればよいかわからず、悩んでしまうかもしれない。また、自分が社内調査としてヒアリングを受けた際に入手した通報者を特定させる情報を軽い気持ちで同僚に話してしまい、後になって懲戒処分を受ける危険もあり得る。他方、公益通報者保護法や内部通報制度に関する正しい知識を身に付けておけば、前記のような苦悩や予期せぬ不利益を回避することができる。

そこで、本章では、経理部員を含む広く一般の従業員の読者向けに、「学び直し」をしてもらうべく、公益